

○美郷町シニア元氣いきいき支援事業実施要綱

令和5年3月20日

告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が元気でいきいきとした生活を送るための助成を行うことで外出機会の拡大を図り、健康の保持増進、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(内容)

第2条 この要綱において助成の対象となるものは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) はり・きゅう・マッサージ（以下「はり等」という。）施術費 第8条の規定により町が指定する指定施術所（以下「指定施術所」という。）が提供するはり等の施術費（医療給付以外のものに限る。）

(2) 温泉施設等利用料 町が指定した町内温泉施設等の温泉入浴料及び室内温水プール利用料

(3) 交通運賃 町が指定した路線バス及び町内の交通事業所が運行するタクシーの運賃

2 助成の方法は、シニア元氣いきいき支援事業助成券（以下「助成券」という。）をもって同条第1項各号の料金の一部を助成するものとする。

3 助成券は、交付の日から当該年度内に限り使用することができる。

(交付対象者)

第3条 助成の対象者は、町内に住民登録を有する65歳以上の者とする。

ただし、自動車運転免許を保有する者は、前条第1項第3号の交通運賃に助成券を使用できない。

2 年度中新たに年齢65歳に達する者については、その誕生日の属する月の初日から対象者とする。

(交付額等)

第4条 助成の額は、1人あたり1会計年度につき15,000円までとする。

2 助成券の1回の利用における使用限度額は次の表のとおりとする。

| 区分 | | 使用限度額 |
|----------|------|------------------------------|
| はり等の施術費 | | 1,500円 |
| 温泉施設等利用料 | | 300円 |
| 交通運賃 | バス | 300円（ただし、交通運賃が400円以上のものに限る。） |
| | タクシー | 1台につき600円 |

（助成券の交付申請）

第5条 助成を受けようとする者は、シニア元氣いきいき支援事業助成券交付申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

（助成券の交付）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、審査のうえ、該当する者に助成券を交付する。

2 助成券は、いかなる理由であっても再発行はしないものとする。

（禁止事項）

第7条 助成券は、交付を受けた本人に限り使用することができるものとし、助成券の譲渡、転売及び換金を行ってはならない。

（指定施術所の指定）

第8条 町長は、次に掲げる要件を具備するはり等の施術所から指定施術所を指定する。

（1） はり等の施術免許を有していること。

（2） 法令による営業の届出をし、原則として町内及び近隣市町村で営業をしていること。

2 前項の指定を受けようとする施術所は、シニア元氣いきいき支援事業対象施術所指定申請書（様式第2号。以下「指定申請書」という。）

に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請を受理したときは、これを審査のうえ、指定施術所として登録し、シニア元気いきいき支援事業施術所指定証（様式第3号）を交付する。

4 第2項に規定する指定申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出るものとする。

（施術記録簿の保存）

第9条 指定施術所は、シニア元気いきいき支援事業助成券施術利用記録簿（様式第4号。以下「施術記録簿」という。）に記録のうえ、5年間保存するものとする。

2 町長は、前項の指定施術所が保存する施術記録簿について検査できるものとし、必要があるときは、その他必要書類の閲覧を行うことができるものとする。

（指定施術所の指定取消）

第10条 町長は、指定施術所が次の各号のいずれかに該当する場合は指定を取り消すことができるものとする。

（1） 第8条に掲げる要件を欠くに至ったとき。

（2） その他町長が指定施術所として不相当と認めたとき。

（助成金の請求等及び支払）

第11条 第2条に規定する内容を取り扱う事業所は、シニア元気いきいき支援事業助成金請求書（様式第5号）及び使用された助成券等を添えて、翌月10日までに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ、口座振替により支払うものとする。

（助成金の返還）

第12条 この要綱に関し、不正行為があったと認めるときは、その者に対し助成金の返還を求め、又はその他必要な措置を講ずることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(美郷町はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱及び美郷町温泉施設利用料助成要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 美郷町はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱（平成16年美郷町告示第17号）

(2) 美郷町温泉施設利用料助成要綱（平成20年美郷町告示第39号）
(適用)

3 この告示の施行の際に、この告示による廃止前の美郷町はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱及び美郷町温泉施設利用料助成要綱の規定によりなされた助成金の請求その他の行為は、この告示の施行後も、なお従前の例による。

(経過措置)

4 この告示による廃止前の美郷町はり・きゅう・マッサージ施術費助成要綱第7条第3項により指定所として登録された施術指定所については、本要綱第8条第3項により登録された指定施術所とみなす。

附 則（令和7年3月19日告示第37号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月1日告示第89号）

この告示は、告示の日から施行する。